

議会運営委員会 協議事項

〔令和7.6.4（水）午前 10 時〕

1 追加議案等について

2 本会議2日目から4日目までの運営について

（1）議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について

3 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

4 意見書の調整について

（1）森の力再生事業の継続を求める意見書

（議長提出）

（2）認可地縁団体の運営が簡素化できるよう法令の改正を求める意見書（自由民主党浜松提出）

（3）リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の確保や処遇改善を求める意見書 （自由民主党浜松提出）

（4）介護サービス事業者における介護職員処遇改善を求める意見書 （市民クラブ提出）

（5）若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書 （公明党提出）

（6）奨学金返還に関する負担軽減を求める意見書 （創造浜松・国民民主党浜松提出）

（7）データ主権の確保と国内 CSP 育成による持続可能なガバメントクラウドの実現を求める意見書 （創造浜松・国民民主党浜松提出）

(8) 上下水道施設更新と強化のための抜本的財政支援を求める意見書

(日本共産党浜松市議団提出)

5 議会改革検討会議の協議結果について

6 9月定例会の質問等について

追加提案

1 条例の一部改正（法改正等連動）

- ・浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、同法に規定する選挙長等の費用弁償額に準じて、選挙長等の報酬の額を改定するもの

追加提案が見込まれるもの

1 補正予算

- ・令和7年度浜松市一般会計補正予算（第2号）

国の令和7年度一般会計予備費の使用が閣議決定されたことに伴い物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に要する経費の追加

議 事 日 程 (第8号)

令和7年6月5日(木) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 代 表 質 問

議 事 の 順 序 (第2日)

令和7年6月5日(木) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 代 表 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第9号)

令和7年6月6日(金) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第3日)

令和7年6月6日(金) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第 10 号)

令和 7 年 6 月 9 日 (月) 午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

第 3 第 100 号議案 浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正について

議 事 の 順 序 (第 4 日)

令和 7 年 6 月 9 日 (月) 午前 10 時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 議 案 上 程……日程第 3 第 100 号議案

(1) 説 明

(2) 質 疑

(3) 委 員 会 付 託

5 休 会 の 決 定

6 散 会 の 宣 告

令和7年第2回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

総務委員会

第 100 号議案 浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正について



07 静後広事第 255 号
令和 7 年 5 月 23 日

各市議会議員 様

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
選 挙 長 若 林 美 穂

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について（通知）

日頃、後期高齢者医療制度の運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 4 月 30 日に告示しました静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、候補者届出の受付（令和 7 年 5 月 16 日から 5 月 22 日まで）をしたところ、市議会議員区分から選出する議員の候補者の数が選挙すべき議員の数を超えました。

つきましては、貴市議会の直近の本会議において、投票による選挙（市議会議員区分のみ）を実施していただくようお願い申し上げます。

併せて、選挙結果を別添「静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書（様式第 4 号）」により、報告していただくようお願い申し上げます。

なお、候補者については下記のとおりです。

記

1 候補者の氏名、住所及び公職名

- | | | |
|------------|-------------------------|---------|
| (1) 堀江 和雄 | 静岡県三島市東大場 1 丁目 16 番地の 4 | 三島市議会議員 |
| (2) 藤原 正光 | 静岡県掛川市横須賀 346 番地の 1 | 掛川市議会議員 |
| (3) 高林 修 | 静岡県浜松市中央区笠井町 474 番地 | 浜松市議会議員 |
| (4) 勝川 志保子 | 静岡県掛川市塩町 3-7 | 掛川市議会議員 |

【添付文書】

- ・候補者氏名表
- ・選挙実施に係る留意点
- ・選挙運動についての写し
- ・選挙議事次第書（参考）
- ・選挙結果報告書

以上

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局
担当 総務室 海野・杉山・勝又
〒420-0851 静岡市葵区黒金町 5 9 番地の 7
ニッセイ静岡駅前ビル 3 階
TEL 054-270-5520 FAX 054-272-3312

令和7年4月30日告示
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙（市議会議員区分）

候 補 者 氏 名 表

(ふりがな) 候補者氏名	ほりえ かずお
	堀江 和雄
公職等の種類	三島市議会議長
所属政党	公明党
(ふりがな) 候補者氏名	ふじわら まさみつ
	藤原 正光
公職等の種類	掛川市議会議長
所属政党	無所属
(ふりがな) 候補者氏名	たかばやし おさむ
	高林 修
公職等の種類	浜松市議会議長
所属政党	自由民主党
(ふりがな) 候補者氏名	かつかわ しほこ
	勝川 志保子
公職等の種類	掛川市議会議員
所属政党	日本共産党

森の力再生事業の継続を求める意見書（案）

森林は、水源涵養や土砂流出防止などの公益的機能を有しており、市民全体に様々な恩恵をもたらしている。

森の力再生事業は、緊急性や困難性が高い荒廃森林において、強度間伐、災害による風倒木の整理、放置竹林の伐採等により「森の力」の回復を図るものであり、本市では、平成 18 年度の制度開始から令和 6 年度末までで約 3500 ヘクタールの実績を上げている。近年頻発する局地的な集中豪雨を受け、災害に強い強靱な森づくりへの市民意識は高まっており、事業継続への期待感も高まっている。

一方、令和 6 年度から開始された森林環境税は、森林環境譲与税として地方自治体へ一定のルールにより交付され、森林整備等に必要な地方財源の安定的確保につながるとともに、国内の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等への森林・林業分野による環境整備の効果が期待されている。

同譲与税は関連法により、森林整備だけでなく林業関係の人材育成及び市民・企業を含めた木材利用の促進、またそれらの啓発への取組を用途とすることとなっており、所有者が整備できない荒廃森林の再生を目的とした森の力再生事業とは、その目的を異としている。

これらの 2 つの事業は、まさに両輪の関係であり、それぞれの目的に沿い、その効果を発現することで、森林の公益的機能を最大限に発揮し、住民にその恩恵を与えるものである。

よって、森の力再生事業は令和 7 年度で第 2 期計画の最終年度となるが、県においては、事業の重要性に鑑み、次期計画として事業を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

認可地縁団体の運営が簡素化できるよう法令の改正を求める意見書（案）

自治会・町内会など一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された「地縁による団体」について、地域的な共同活動を円滑に行うため、市町村長の認可を受けたときはその規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う制度（以下、「認可地縁団体制度」という。）が平成３年の地方自治法改正により設けられた。

その後の法改正を経て、認可地縁団体制度により、それまで自治会・町内会等の地縁による団体が、不動産等の登記ができなかったことによる様々な問題が解消された効果は大きい。

反面、現場では、運用の煩雑さに起因する問題も生じている。特に、その区域に住所を有する全ての個人をその構成員とすることから、総会ごとに構成員の出席を求めることとなるが、実際に出席することが困難な生後間もない乳幼児や小・中学生等も委任状の提出対象となり、結局のところ、法定代理人の親が表決権を行使することとなる。

自治会・町内会は、原則として、全世帯加入を組織原理とする任意の地縁組織であり、その団体意思はこれまで、世帯単位で１票とする表決により決定してきた。したがって、地域における共同活動を円滑に行うことを目的とする認可地縁団体であっても、表決を世帯単位とすることに一定の合理性がある。

たとえ、地域に住む者全員に構成員としての権利があるとしても、役員の負担はできる限り軽減し、持続可能性を担保する必要があることから、その運営は簡素で効率的であるべきである。

また、地縁団体の目的が公益である性質上、一定の要件を満たせば、不動産の登記に関する登録免許税を軽減するなどの措置を講ずるべきである。

よって、国においては、認可地縁団体の運営が簡素化できるよう、以下の点について関係法令の改正を強く要望する。

記

- 1 認可地縁団体の構成員全員の意思表示を要する重要事項の範囲を、法人の設立、解散、財産の取得や処分に限定するなど、毎年 of 定例的な総会での表決は世帯単位で可能となるよう、要件を緩和すること。
- 2 認可地縁団体の不動産の登記に関する登録免許税の減免措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の
確保や処遇改善を求める意見書（案）

リハビリテーションの目的は、事故やけがによる身体機能不全の回復に加え、高齢や脳の病気による心身機能低下を改善させることである。

昨今では、高齢者はもとより認知症の方や障害者への支援、子供の発達支援、メンタルヘルスケアなど多くの分野で必要とされており、クオリティー・オブ・ライフ（ＱＯＬ）の向上についても期待されている。

リハビリテーションには、理学療法や作業療法、言語聴覚療法があり、それぞれ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「リハビリテーション専門職」という。）が行っているが、その給与額は長年変化がなく、他職種と比較して伸び率が劣っている。低賃金構造は優秀な人材の流出や担い手不足を招き、リハビリテーションの質の低下にもつながりかねない。

国においては、令和６年度診療報酬改定において、リハビリテーション専門職の賃上げ措置を決定したところであるが、リハビリテーション専門職団体協議会が令和６年９月に実施した「リハビリテーション専門職の処遇改善に関する実態調査」において、医療施設では約３割、介護・福祉施設では約４割の施設で給与の引上げが行われていない実態が明らかとなった。

リハビリテーション専門職の処遇改善は喫緊の課題であることから、今後は給与水準の底上げや継続的な昇給に向けた抜本的な対策が必要である。

よって、国においては、リハビリテーション専門職のさらなる処遇改善の実現に向け、地域におけるリハビリテーション専門職の確保や処遇改善に向けた取組を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の
確保や処遇改善を求める意見書（案）

リハビリテーションの目的は、事故やけがによる身体機能不全の回復に加え、高齢や脳の病気による心身機能低下を改善させることである。

昨今では、高齢者はもとより認知症の方や障害者への支援、子供の発達支援、メンタルヘルスケアなど多くの分野で必要とされており、クオリティー・オブ・ライフ（ＱＯＬ）の向上についても期待されている。

リハビリテーションには、理学療法や作業療法、言語聴覚療法があり、それぞれ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「リハビリテーション専門職」という。）が行っているが、その給与額は長年変化がなく、他職種と比較して伸び率が劣っている。低賃金構造は優秀な人材の流出や担い手不足を招き、リハビリテーションの質の低下にもつながりかねない。

国においては、令和６年度診療報酬改定において、リハビリテーション専門職の賃上げ措置を決定したところであるが、リハビリテーション専門職団体協議会が令和６年９月に実施した「リハビリテーション専門職の処遇改善に関する実態調査」において、医療施設では約３割、介護・福祉施設では約４割の施設で給与の引上げが行われていない実態が明らかとなった。

リハビリテーション専門職の処遇改善は喫緊の課題であることから、今後は給与水準の底上げや継続的な昇給に向けた抜本的な対策が必要である。

よって、国においては、リハビリテーション専門職の給与引上げが確実に行われる措置と地域におけるリハビリテーション専門職の確保や処遇改善に向けた取組を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

介護サービス事業者における介護職員処遇改善を求める意見書（案）

近年、全国的な物価高騰の影響により、介護サービスを提供する福祉施設等の経営面に深刻な影響が出ている。国においては3年に一度、報酬単価の改定を行っているが、時点毎の改定であるため、社会情勢の急激な変化に対応できていない。

また、2024年8月から9月にかけて、全国老人保健施設協会を含む9団体の実施した調査によると、2024年の春闘の賃上げ率5.1%に対し介護職の賃上げ率は2.52%と全産業平均を下回っている。この結果、平均賃金の格差の拡大が他産業への人材流出を加速させ、介護業界では一段と厳しい人材不足に直面している。

こうした中、国では、介護報酬の改定等を通じた処遇改善や地方公共団体への交付金等を通じ、物価高騰対策に取り組んでいるものの、急変する経済状況の実態が十分に反映されておらず、さらなる支援が必要とされている。

よって、国においては、介護サービス事業所の健全な運営と安定的なサービスの提供に向け、人材の確保と定着に結びつく、一層の処遇改善をするために、介護報酬を毎年改定することや、物価スライド制の導入等、実態に即した算出方法により適切で継続的な支援を早急に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

介護職員の処遇改善と介護保険法の改正を求める意見書(案)

近年、全国的な物価高騰の影響により、介護サービスを提供する福祉施設等の経営面に深刻な影響が出ている。国では介護報酬の改定等を通じた処遇改善や地方公共団体への交付金等を通じ、物価高騰対策に取り組んでいるものの、急変する経済状況の実態が十分に反映されたものとは言えない現状がある。

また 2024 年 8 月から 9 月にかけて、全国老人保健施設協会を含む 9 団体の実施した調査によると、2024 年の春闘での賃上げ率は 5.1%に対し、介護職の賃上げ率は 2.52%と全産業平均を下回り、平均賃金の格差の拡大が他産業への人材流出を加速させ、介護業界は一段と厳しい人材不足に直面している。

こうした中、国においては介護保険法にのっとり 3 年に一度、報酬単価の改定を行っている。介護職員の賃上げを他の産業と同様とするためには、次回改定時に報酬単価を一気に引き上げる必要があるが、その影響で利用者負担も同時に高騰する可能性もあることから、結果として報酬改定額を低く抑えてしまい、今後さらに他の産業との賃金の乖離が拡大することが予想される。

よって、国においては、介護サービス事業所の健全な運営と安定的なサービスの提供、利用者負担の軽減に向け、現下の急激な物価高騰等の社会状況にあっては交付金等の支援策を充実するとともに、人材確保と定着に結びつく一層の処遇改善に向け、介護現場の事務負担と利用者負担を考慮の上、介護報酬の改定サイクルを短縮することや、国と利用者の負担率を変更するなどの介護保険法の改正を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）

我が国の被選挙権は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満 25 歳以上、また、参議院議員については満 30 歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第 15 条 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和 43 年 12 月 4 日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満 18 歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満 25 歳以上となっている。

一方で OECD 加盟国では、下院での被選挙権年齢は満 18 歳以上が 23 か国、60.5%と最も多くなっており、我が国の衆議院のように 25 歳以上というのは、5 か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を 18 歳以上と統一している国も過半数を超えている。

よって、国においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満 18 歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや若者団体の活動継続に必要な支援の在り方等について、抜本的な改革を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）

我が国の被選挙権は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満 25 歳以上、また、参議院議員については満 30 歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第 15 条 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和 43 年 12 月 4 日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満 18 歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満 25 歳以上となっている。

一方で OECD 加盟国では、下院での被選挙権年齢は満 18 歳以上が 23 か国、60.5%と最も多くなっており、我が国の衆議院議員のように 25 歳以上というのは、5 か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を 18 歳以上と統一している国も過半数を超えている。

よって、国においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については、引下げを行うとともに、若者の政治参画を促進するため、供託金の在り方や主権者教育の拡充など、必要な支援等について、抜本的な改革を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

奨学金返還に関する負担軽減を求める意見書（案）

我が国の大学における学費は、国公立・私立を問わず年々高騰し、独立行政法人日本学生支援機構（ＪＡＳＳＯ）の令和４年度学生生活調査結果では、大学生の55.0パーセント、短大生の61.5パーセントの学生が奨学金を受給している。

奨学金制度は創設以降多様化し、令和２年度からは給付型奨学金が導入されたものの対象者は限定され、その結果、多くの学生が貸与型奨学金に依存しているため、卒業後に高額な借金を背負う現状にある。

労働者福祉中央協議会が令和４年９月に実施した調査によると、奨学金の借入総額は平均310万円で、長期間生活が苦しい状況が続き、奨学金を返還できずに自己破産に至るケースも発生している。また、奨学金の返済が生活設計に影響しているかどうかについて、「結婚に影響がある」と回答した人は37.5%、「出産に影響がある」と回答した人は31.1%に達し、少子化に深刻な影響を及ぼしている。

こうした状況にある中で、本市を含め地方自治体では、地域産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やＵＩＪターンを促すため、定められた要件を満たす者の奨学金の返還を支援する取組を実施している。さらに、各企業においても、これまで独自に社員に対して奨学金の返還額の一部又は全部を支援する取組が行われているが、これらの支援を受けることができるのは一部の対象者であり、居住地や就職先によって負担に格差が生じることも望ましくない。

よって、国においては、現在の若年層が置かれた経済状況を踏まえ、持続可能な社会の構築に向け、奨学金返還に関する負担を軽減するための支援を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

奨学金返還に関する負担軽減を求める意見書（案）

我が国の大学における学費は、国公立・私立を問わず年々高騰し、独立行政法人日本学生支援機構（ＪＡＳＳＯ）の令和４年度学生生活調査結果では、大学生の55.0%、短大生の61.5%が奨学金を受給している。

奨学金制度は創設以降多様化し、平成29年度からは給付型奨学金が導入されたものの対象者は限定され、その結果、多くの学生が貸与型奨学金に依存しているため、卒業後に高額な借金を背負う現状にある。

労働者福祉中央協議会が令和４年９月に実施した調査によると、奨学金の借入総額は平均310万円で、長期間生活が苦しい状況が続き、奨学金を返還できずに自己破産に至るケースも発生している。また、奨学金の返済が生活設計に影響しているかどうかについて、「結婚に影響がある」と回答した人は37.5%、「出産に影響がある」と回答した人は31.1%に達し、少子化に深刻な影響を及ぼしている。

こうした状況にある中で、本市を含め地方自治体では、地域産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やＵＩＪターンを促すため、定められた要件を満たす者の奨学金の返還を支援する取組を実施している。さらに、各企業においても、これまで独自に社員に対して奨学金の返還額の一部又は全部を支援する取組が行われているが、これらの支援を受けることができるのは一部の対象者であり、居住地や就職先によって負担に格差が生じることも望ましくない。

よって、国においては、現在の若年層が置かれた経済状況を踏まえ、持続可能な社会の構築に向け、奨学金返還に関する負担を軽減するための支援を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

データ主権の確保と国内C S P 育成による持続可能な
ガバメントクラウドの実現を求める意見書（案）

令和6年12月24日に成立した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正により、ガバメントクラウドの導入が推進されている。しかし、現状では海外のクラウドサービス提供事業者（以下「C S P」という。）への依存度が高く、データ主権及び経済安全保障の観点から、以下の懸念が生じている。

1点目は、データ主権の確保の問題である。海外C S Pに依存することで、我が国の重要なデータが外国政府の法的要求により開示されるリスクが存在する。これは、国民のプライバシー保護や国家の主権に関わる重大な問題である。併せて、一度、特定のC S Pを選択すると、他のC S Pへの移行が難しくなるクラウドロックインの問題もデータ主権に関しての課題となる。柔軟な移行を可能とするため、他のC S Pへの移行に対する費用助成などの措置を講じる必要がある。

2点目は、国内C S Pの育成と選択肢の拡大である。現在、国内のC S Pは限られており、地方自治体がガバメントクラウドへ移行する際に実質的な選択肢が乏しい状況である。国内企業のC S Pを育成し、地方自治体が安心して利用できる環境を整備することが急務と考える。併せて、現在の移行スケジュールについては、全国の地方自治体が同時期にガバメントクラウドへ移行することを目指しており、ベンダーの対応力不足やデジタル人材の不足、価格の高騰などの問題が懸念される。

よって、国においては、データ主権の確保と経済安全保障の観点から、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 クラウドロックイン回避のための財政支援の拡充、地方自治体のクラウド移行スケジュールについての柔軟な対応を行うこと。
- 2 地方自治体が安心してガバメントクラウドを導入できる環境整備のため、国内C S Pの育成支援を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

データ主権の確保と国内C S P 育成による持続可能な
ガバメントクラウドの実現を求める意見書（案）

令和6年12月24日に成立した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正により、ガバメントクラウドの導入が推進されている。しかし、現状では海外のクラウドサービス提供事業者（以下、「C S P」という。）への依存度が高く、データ主権及び経済安全保障の観点から、以下の懸念が生じている。

まずは、データ主権の確保の問題である。海外C S Pに依存することで、我が国の重要なデータが外国政府の法的要求により開示されるリスクが存在する。これは、国民のプライバシー保護や国家の主権に関わる重大な問題である。併せて、一度、特定のC S Pを選択すると、他のC S Pへの移行が難しくなるクラウドロックインの問題もデータ主権に関しての課題となる。

さらに、現在国内データセンターにデータ保管する国内のC S Pは限られており、地方自治体がガバメントクラウドへ移行する際に実質的な選択肢が乏しい状況である。そのため、国内C S Pを育成し、地方自治体が安心して利用できる環境を整備することが急務と考える。併せて、現在の移行スケジュールについては、全国の地方自治体が同時期にガバメントクラウドへ移行することを目指しており、ベンダーの対応力不足やデジタル人材の不足、価格の高騰などの問題が懸念される。

よって、国においては、データ主権の確保と経済安全保障の観点から、地方自治体が安心してガバメントクラウドを活用できる環境整備に向け、国内C S Pの育成支援を強力に進めるとともに、クラウドロックインの課題を解消するため必要な財政措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

上下水道施設更新と強化のための抜本的財政支援を求める意見書（案）

本年１月に発生した埼玉県八潮市の下水道管腐食による道路陥没事故、４月には京都市で老朽化した水道管が破裂し道路が冠水する事故等、多くの事故が続いて発生しており、住民生活に多大な影響が及んでいる。

全国各地で上下水道を整備して以来、50年以上が経過し老朽化した施設や管路が多数存在しており、大規模な事故が発生する危険性が専門家や担当自治体からも指摘されているところである。

現在、全国の上下水道事業者は住民要望に応えるため、施設の老朽化による更新や耐震化等の整備を進め、強靱で持続可能な上下水道事業を目指していく必要に迫られているが、整備には多大な費用を要するものもあり、独立採算性を原則とする公営企業会計では大幅な料金改定による住民負担を求めなければならない。

このような状況から、政府による上下水道の補助事業の採択基準に求められている、上下水道料金の適正化や企業債残高等の基準を撤廃、緩和して制度の拡充をすべきである。

よって、国においては、上下水道施設の更新と強化のための抜本的財政支援を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 5 月 23 日

浜松市議会議会運営委員会
委員長 平野 岳子 様

浜松市議会議会改革検討会議
委員長 戸田 誠

協議結果報告書

議会改革検討会議の協議結果について、下記のとおり報告します。

記

1 議員定数の見直し方針について

本件について、令和 6 年 3 月 18 日から令和 7 年 5 月 23 日までの間に開催した 29 回の会議（うち 2 回は公開会議）の結果、以下のとおり決定しました。

（１）決定方針

議員定数を削減する。

（２）決定の理由

① 1 票の較差

人口較差は、令和 7 年 4 月現在、天竜区と中央区で 2.1 倍を超えている
うえ、天竜区の人口減少は将来的に続くことが予想され、その差は今後さら
に広がることが考えられる。訴訟により選挙が無効となるリスクを回避
するためには、『浜松市議会議員定数のあり方調査会』の結論を尊重し、1
票の較差を是正する必要がある。

② 前回見直し時との違い

令和 7 年 4 月 1 日の人口（781,011 人）は、議員定数を 46 人とした平成
23 年 4 月 1 日の人口（818,841 人）に比べ、約 3 万 8 千人減少しており、
将来推計人口も考慮すると削減理由として妥当性がある。

③ 無投票の問題

天竜区は、過去 2 回（平成 31 年、令和 5 年）の市議会議員選挙が無投票
となっており、選挙を通じた政策の訴えや住民の意見表明の機会が失われ
ている状況が続いている。

④ 行財政改革との関係性

令和 6 年 1 月の行政区再編は、市議会の合議で進めたものであり、議会
も自らの議員定数削減を市民に示すべきである。

⑤市の取組

行政区再編に伴い、市においては中山間地域振興を特命とする副市長を配置するなど、必要な施策を推進できる体制を整えたほか、住民自治を強化するため、区協議会の仕組みを見直し、コミュニティ担当職員を増員するなど、住民意見の聴取に取り組んでいる。

（３）方針実施に向けた議会の取組

議員定数の削減を不安視する意見に対応するため、議会として新たな取組を検討していく。

（４）市民への報告及び広報

決定した方針内容については、令和７年５月定例会終了後、中央区及び浜名区の各地域分科会及び各地域自治会連合会、天竜区の区協議会及び自治会連合会を対象に報告するとともに、動画配信や市議会だよりなどによる市民への広報の仕方を検討していく。

なお、協議において、市政を監視する機能の保持、天竜区が抱える特殊事情への対応、各区における住民意見を吸い上げる新しい仕組みがまだ十分に機能していない状況下への不安等を懸念する意見があったことを申し添えます。